

平成30年3月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成30年3月28日（水曜日）

平成30年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年3月28日(水曜日) 午前9時00分～午前11時20分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定に基づく転貸の同意について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は 12 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、9 番の松山委員と 10 番の徳留委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。  
議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は 4 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転  
に関するものが 4 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 26 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお  
願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めま  
す。

6 番： はい。6 番、溝田です。

議長： 溝田委員、どうぞ。

6 番： 3 月 16 日に譲受人の立会いの下、調査を行いました。現地は、〇〇地区の水田です。  
〇〇の東側から北へ向かう町道の〇〇地区へ行く途中から 300m 程度、西へ行ったところ  
にあります。〇〇の北側に位置します。西側は道路と宅地、他の三方は水田です。現  
在は、ロータリー耕がされていて、作付けはありませんでした。調査の意見としまして、  
譲受人は〇〇自治会において夫婦で露地野菜を中心に営農をされております。〇〇番と  
〇〇番は譲受人の名義であり、数年前から今回の〇〇番の土地も譲渡人から借りて、3  
筆を 1 枚田として耕作をされております。譲受人はこの土地を取得後、農地として有効  
利用されるということで、何ら問題はないと考えます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し  
ていただきたいと思っております。  
担当地区の野村委員からも何かありましたら、お願いします。

議 長： ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 26 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 26 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 26 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 26 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8 番： はい。8 番、田淵です。

議 長： 田淵委員、どうぞ。

8 番： 3 月 19 日の午前 8 時から申請人、田島推進委員、私の 3 名で調査しました。現地は〇〇公民館の北側にあたります。南部開発で開かれた地区で 2 ヶ所ありますが、〇〇番はタバコを作付けされています。北側の 3 筆は水田で、現在は牧草が植えてあります。譲渡人は〇〇在住で帰郷の意思もなく、また、譲受人と親戚にあたるため、今回の運びとなったところです。譲受人は今までも耕作しておりましたが、今後も引き続き耕作されるとのことですから、何ら支障はないと思います。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 26 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 26 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 26 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 26 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8 番： はい。8 番、田淵です。

議 長： 田淵委員、どうぞ。

8 番： 3 月 19 日の午前 9 時から申請人の父親、田島推進委員、私の 3 名で調査をしました。現地は地図で示してあるとおり、〇〇の〇〇の南側になります。県道沿いに父親の経営する〇〇、〇〇があります。今回、〇〇に伴い、これらの施設の移転が必要であり、南側の申請地を購入するということで申請がなされたものであります。申請地は、畑地ですが何十年も耕作されていない状態で、竹が生えています。意見としましては、申請地は荒地のまま放置されておりますと、見た目も悪く周囲にも影響があると思われまして、今回は農業用施設の移転であり、問題はないと思われまして。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 26 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 26 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 26 号 受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 26 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5 番： はい。5番、淵脇です。

議長： 淵脇委員、どうぞ。

5 番： 3月16日に譲渡人の〇〇さんが県外ということもあり、譲受人の〇〇さんと私で現地の調査を行いました。〇〇さんは〇〇にお住まいで、現在は知人に耕作していただいております。近年は甘藷や自然薯を作付けされておりますが、今後、この方が継続的に経営されるのが難しいのではないかと心配され、農地としては非常に良い条件ですから、この農地の利用を考えた中で、譲受人の〇〇さんは親戚ではありませんが、地域での農業をされているということで、〇〇さんにこの農地を耕作していただきたいと話しをされて、隣接の〇〇番と〇〇番は〇〇さんが所有され、畜産業を営んでおられるため、飼料用としての牧草を作付けされていることから、〇〇さんのへ話しがあり、贈与ということになりました。〇〇さんは畜産業を営んでいることから、多くの農地は飼料用として耕作されておりますが、周辺の農家等とも問題はありませぬので、今回の土地についても今までと同様に利用されるとのことですので、何ら問題はないと考えます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

2 番： はい。

議長： 2番、富田委員。

2 番： この件に関しては、何ら問題はないのですが、他人から他人への贈与ということになります。贈与税が発生すると思ひますが、税金の関係はどうなりますかね。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： 評価額で違ってくると思ひます。この辺りの評価額を調べておりませぬので、はっきり申し上げられませぬが、この申請に関しては、行政書士が間に入られているため、確認はされているものだと考えます。

2 番： 面積が約2400㎡と広いものですか、基盤整備がされていると高くなるかと思ひましたものから。

12番： はい。

議長： 横原委員。

12番： これだけの面積になれば、利用権設定が結ばれていることがあると思いますが、もしされているのであれば、合意解約はどうなっているのか。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： この土地については、利用権の設定はされておりました。

12番： 分かりました。

議長： 他にございませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号 受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第26号 受付番号4番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請、3件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第27号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： はい。

議長： 徳留委員、どうぞ。

10番： 3月20日に譲渡人の〇〇の立会いの下、私と溝田委員、東山崎委員、野村推進委員、会長、事務局で現地を調査しました。現地は先ほども説明がありましたように、〇〇から100mほど西側の〇〇自治会にあります。東側は〇〇で西側が〇〇です。北側は宅地で南側は田で、現在はバレイショが植えられていて、現地もバレイショが植えられていました。調査の意見としまして、この一帯は無霜地で、農地としては非常に良いところ

だとは思いますが、現地は面積も狭く、また、今市自治会の集落内で周辺はほとんど宅地化が進んでおり、〇〇でもある。擁壁をして農地への対策をするとともに、被害防除計画等も提出されており特に問題はないと思いますが、審議をよろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。  
担当地区の野村委員からも何かありましたら、お願いします。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 27 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 27 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： それでは、次に、議案第 27 号 受付番号 2 番について事務局より説明を求めます。

事務局： 22 ページをお開きください。

(議案第 27 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： はい。

議長： 徳留委員、どうぞ。

10 番： 3 月 20 日、譲受人の〇〇さん立会いの下、私と東山崎委員、持留推進委員、事務局で現地を調査しました。現地の状況としては、1 月定例総会で審議した隣になります。東側が田で、西側に道路を挟んで〇〇で南側に道路を挟んで〇〇に囲まれたところで、耕作はされておりましたが、草払いなどの管理はきれいにされていました。意見としまして、周辺はほとんど宅地化が進んでおり、東側の他の排水も確保し、擁壁を設置するなど農地への対策もするとともに、被害防除計画等も提出されており、特に問題はないと思ひます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。



推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

担当地区の持留委員からも何かありましたら、お願いします。

議長： ご意見ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 27 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 27 号 受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： それでは、次に、議案第 27 号 受付番号 3 番について事務局より説明を求めます。

事務局： 30 ページをお開きください。

(議案第 27 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告ですが、私の担当区なので、報告します。私と事務局、北之口委員、東山崎委員、門原推進委員で現地を調査しました。ここは道路沿いに個人で開墾された土地です。現在は、〇〇がニンニクを栽培されておりました。この土地は、〇〇の東側に位置しており、さらに申請地の東側は緩やかな傾斜で、さらに行きますと傾斜が強くなる土地で、造成には向かなかった土地ではないかと考えております。許可後は太陽光発電施設を造る計画であるようですが、〇〇との利用権についても合意解約で、収穫後に引き渡しをするようであります。東側については傾斜地でありますので、広がりもなく開発の計画もない場所で、隣接も太陽光発電施設も建設されておりますので、この一帯はそのような施設になるのではないかと思います。先月も、非農地証明としたところが隣接しております。審議をよろしくをお願いします。

1 2 番： はい。

議長： はい、横原委員。

1 2 番： 31 ページの事業費ですが、36 ページの方が正しいのではないですか。

事務局： はい。36 ページに事業計画書を添付しておりますが、事業計画書では〇〇万円となっております。31 ページを修正していただき、こちらが正しい事業費であります。

2 番： はい、よろしいですか。

議 長： 2番、富田委員。

2 番： 先ほど、事務局長の説明で流末処理が自然流下とありましたが、〇〇㎡の水をどこに流すのか、その辺りの計画はどのようになっているのか。東側の崖に流すのか、それともどこかに散らすのか。そうしなければ、〇〇㎡の雨の量は相当なものであるが、1箇所に流すということは出来ないと考えるが。

議 長： 現地調査の際にも、質問をしたところですが、33 ページの航空写真を見ましても、申請地以外の土地が下の方にたくさんあり、その辺りは杉山です。申請代理人からは、自然流下ということと言われました。西側の既存の太陽光発電施設もそのような形でしてあるとのことで、事務局からも排水施設はどうするのかと問い合わせておりましたが、明確には答えておりませんでした。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 自然流下の関係ですが、37 ページの被害防除計画の用水・排水計画の中の雨水排水ですが、自然流下となっております。自然流下という表現が正しいかどうかということは別問題としまして、業者がいうには自然に地下に浸透させる地下浸透型だという言い方をされております。どこかに流すということではなく、貯水池・調整池を設けずに降った雨については、自然のまま浸透させるということで回答されております。申請書の提出の際も現地調査時もその点が一番の議題となりまして、水をどこに流すのですか、〇〇の方に流すと〇〇もありますよ、と話しをさせていただいたところです。そのやり取りの中で、申請代理人がいうには自然沈下で大丈夫ですと。問題ありません。との回答を頂いておりますが、こちらとしても疑問が残るところです。本来であれば調整池などを設置するべきではと考えているところです。ですから、今回の審議に基づいて県へ進達すれば県も判断していただけるでしょうし、調整池の設置有無について検討していただけるものだと思います。事務局としては、申請代理人とそこまで話しをした上での審議であります。

(条件付きとなるのか、との声あり)

事務局： 条件付きとまではならないと思います。県へ進達すれば、雨水関係はどうするのですか。という質問が返ってくるのではと思っております。

8 番： すみません。

議 長： 田淵委員。

8 番： 今回の申請は〇〇㎡ですが、その隣の既存のところはどうなっているのですか。排水の関係は自然流下でそのままなのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 既存の排水については、自然流下ではありますが、流末で町道側溝へ乗っているものと思われます。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員。

1 2 番： 我々が畜産施設を造る場合は、流末処理の関係では3面張りの側溝が入って、流せるところでなければ許可が下りないです。この場合も考え方は一緒だと思うのですが。汚水が流れるのか雨水が流れるのか。自然に流して下の方の杉山へ行くと、杉も何年もしないうちに枯れてしまいます。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 自然沈下といわれておりますが、事業計画地内だけでの自然沈下ということになっております。他のところには散らさないというような言い方をされております。ですから、土留めをしたうえで、計画外には出しません、ということだと思います。

2 番： できれば、県の判断を仰いだ方が良いかもしれない。

事務局： 我々としては、そこについては再三、追及してきたところです。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員。

8 番： 教えてほしいのですが、農地区分でここは第2種農地ということになっていますが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等となっていますが、どのようなことですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： これにつきましては、今後、土地改良事業等を施工しない、出来ないであろうという土地のことです。

8 番： これは、今まで施工した部分も含むのですか。

事務局： それは含めません。今後、事業計画がないであろうという土地です。

1 番： よろしいですか。

議 長： 吉永委員。

1 番： 所要面積〇〇㎡、太陽発電のパネルを設置する面積が〇〇㎡で、残りの約〇〇㎡はどうなるのか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 残地については、管理道路なり先ほどの意見のとおり斜面になっておりますので、太陽が当たらない部分も出てくると思います。その部分については、パネルを設置せず、土地のみの取得でございます。一部、パネルを設置する計画ですが、全農地に設置するものではございません。35 ページをお開きください。造成平面図を添付しておりますが、34 ページの図面とあわせて見ていただきたいと思います。34 ページの斜線を引いてある部分が計画の土地でございます。35 ページの細かい四角で囲まれた部分が、計画地でございますが、全筆に渡りパネルを設置するものではなく、太陽が当たらない不利益な地形でもございますので、若干のスペースは出てくるものだと思います。

事務局： この外周部がフェンスなのか土留めなのかということになるわけですが。ここについては、建設課とも協議をなさいと話しはしたところです。

議 長： 減歩率も非常に多いところだと思います。

議 長： よろしいですか。

議 長： それでは採決いたします。議案第 27 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 27 号 受付番号 3 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： つぎに、議案第 28 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題いたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、40 ページをお開きください。議案第 28 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 28 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8 番： はい。田淵です。

議 長： 田淵委員、どうぞ。

8 番： 3月20日午前10時50分から会長、事務局、私と淵脇委員、東山崎委員、田島推進委員と会社側の担当で調査をしました。ここは、〇〇公民館の北側で集落に接続したところです。両地番とも昔から山林となっており杉などが植林されておりますが、台風で被害を受けてから、今は雑木も混ざった状況となっております。この北側は整備はされておりましたが、南側は南部開発が終わっており、特に問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： 補足になりますが、46 ページをお開きください。平面図を添付しておりますが、申請理由は太陽光発電施設ということになっております。この平面図は全体計画の図でありまして、49 ページとあわせてご覧いただければ、申請地と全体計画の関係が分かると思います。これにつきましては、昨年の12月に5条申請の取り下げをされた案件でございます。その時、農業振興地域整備計画の変更がされてなかった関係で、今回、農業振興地域整備計画の変更を受けた後に、5条申請となるところでございます。

5 番： はい。

議 長： はい、淵脇委員。

5 番： 43 ページの申請書の中で、土地の名称が違いますが、どちらが正しいのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： これにつきましては、経済課の方で受付をしており、こちらの申請受付時に野の字が入っているということで、申請書の差し替えをしていただいたところです。議案書の発送時まで間に合わず。訂正前のものを添付させていただいております。申し訳ありませんでした。変更しようとする農用地等の中の土地で栗野脇の野の字を削除していただきたいと思います。

2 番： はい。

議 長： 富田委員、どうぞ。

2 番： 農振除外となれば地目が山林ですから、農業委員会の審議対象から外れるのではないですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 農業振興地域については、現況、山林であっても含まれております。先ほど申し上げました5条申請が提出された際には、農地の部分が含まれて参りますので、12月に少

し説明させていただきましたが、一体利用ということで今回の申請地も含まれた太陽光発電施設が設置されるということでございます。農業振興地域の農用地については、山林であってもその区域に含まれているものが多々あります。山林だから勝手に外すということは出来ず、農用地区域内であれば現況、山林であってもこのような手続きは必要であるということです。

2 番： 除外されても、もう一度5条申請を上げてこななければならないということですね。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 現況が農地であれば、申請していただかなければなりません。山林であれば除外されたものは非農地証明で大丈夫だと思います。ただ、今回は5条申請がついてきますので、非農地ではないということです。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第28号 受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

議 長： 全員賛成ですので、議案第28号 受付番号1番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第29号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 50ページの議案第29号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第29号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

12番： よろしいですか。

議 長： 12番、横原委員。

12番： 受付番号7番ですが、飼料作物となっていますが。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 2月19日に利用権の設定用紙を受付けておりますが、本人申請でも飼料作物ということになっております。

12番： 分かりました。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第29号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第29号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第30号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定に基づく転貸の同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 54ページの議案第30号の議案書をご覧ください。

(議案第30号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の転貸内容を説明)

以上説明しましたが、農地法上、転貸については要件を満たせば認められるものとなっております。詳細については、担当に説明をさせますので、よろしくをお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： それでは、説明をさせていただきます。56ページをお開きいただきたいと思います。農地転貸申出書を添付しておりますが、最下段に記載してあります、転貸の理由でございますが、国庫事業であります農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金事業です。この事業の準備型を〇〇さんが受給されているということで、申出があったところです。この農業次世代人材投資事業については、別冊資料でご説明させていただきます。6ページでございますが、農業次世代人材投資事業準備型については、就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、45歳未満で就農する者に対し、年間150万円、最長2年間交付される事業であります。この準備金を〇〇さんが受給されており、〇〇で研修を実施していることから、〇〇さんと契約を結んだということでございます。この転貸に関しましては、先ほど局長からありましたが、要件を満たせばということで

すが、要件に関しましては通常の契約書に契約期間、対象物件など賃貸に関するものが記載されていれば、転貸可能であるとなっております。

今回、〇〇さんと〇〇さんが締結されたリース契約書の内容を確認したところ、要件どおりの内容が記載されておりましたので、今回の転貸に関しましては問題ないものと判断したところでございます。リース契約の内容としましては、ハウス用地は申出書に記載されてありますとおり〇〇㎡を〇〇さんが貸付けると、マンゴーの成木〇〇本もあわせて貸付けるといふことと、所有者への賃借料については、〇〇さんが支払うということとなっております。施設の補修等が生じた場合についても、〇〇さんが補修しますということでございます。先ほど申し上げました給付金ですが150万円あるわけですが、平成24年4月1日から平成25年3月31日の1年間ですが、支給がすでに済んでいるところです。今回、この転貸に至った経緯については、この農業次世代人材投資事業が会計検査の対象となりまして、何らかの利用権設定をしておかなければ150万円は返納になる可能性が出てきたため、今回、利用権設定がなされている土地に転貸をかけるというところです。この農業次世代人材投資事業の窓口は県となりまして、大隅地域振興局と協議を進めた結果、この転貸という形になっていったところです。この転貸の終了期間がそれぞれありますが、転貸期間終了後については現在のところ未定ではございます。ご本人がこのスタイルで続けていきたいということであれば、引き続き転貸という形で対応させていただければという回答を頂いております。転貸に関する議案については、初めてであろうかと思いますが、要件諸々調べた結果、先ほど申し上げましたとおり転貸に関する必要要件を契約書に記載することによって可能になっていきます。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

2 番： はい、よろしいですか。

議 長： 富田委員。

2 番： というのであれば、〇〇さんは研修終了後あるいは研修3年目で将来の計画、所得計画などの見直しをしなければならぬと思うが、その場合にこの方は、研修終了後にこちらで事業をされるのか、自分でハウスなどを建てられて営農をされるのか、その辺りまでは計画に上がっていないのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： この〇〇さんですが、今月の31日で5年間が経過するところです。県の方でこのことについて検討している段階です。恐らくですが、転貸期間がございまして、このスタイルのまま行くのではないかと考えております。

2 番： 一昨年、昨年とここの指導に携わりましたが、その時に5年先とかのビジョンがなかったものですから、後は本人次第ですが、できたら経済課の方も導いていただいて、こちらに残っていただけたら、なお良いと思いますのでよろしく申し上げます。

事務局： はい。

議 長： 他にございませんか。



議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 30 号について、申出のあった転貸計画に同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 30 号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいでしょうか。

①あっせん申出について

②行事予定について

③農地付き空き家の手引きについて

④鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検について

⑤平成 30 年度農作業標準料金について

5 番： (バレイショの販売状況について)

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 30 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員